

Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 |
|--|--|---|
| <p>(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率 (措法62の3④八の三、措令38の4⑱、改正法附則1二、改正措令附則1一)</p> | <p>○ 対象となる土地の譲渡等のうち、所有者不明土地特別措置法の規定により行われた裁定に係る申請書に記載された事業を実施する者に対し、当該申請書に記載された事業区域内にある一定の特定所有者不明土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものが除外されました。</p> | <p>所有者不明土地特別措置法の施行の日(令元. 6. 1)以後に行う土地等の譲渡について適用されます。なお、本制度は、平10. 1. 1から令2. 3. 31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p> |
| <p>(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措規22の2④一、旧措規14⑤四の八、改正措規附則5)</p> | <p>○ 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業のために買い取られる土地等であることにつき国土交通大臣等の証明を受けたものを地方公共団体に譲渡した場合の5,000万円特別控除の簡易証明制度が廃止されました。</p> | <p>平31. 3. 31以前に証明を受けたものを地方公共団体に譲渡した場合には、従来どおり適用されます。</p> |
| <p>(3) 収用換地等の場合の所得の特別控除 (措法33①一、64①一、65の2①、改正法附則1二)</p> | <p>○ 適用対象となる収用等について、所有者不明土地特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定による収用があった場合が追加されました。</p> | <p>所有者不明土地特別措置法の施行の日(令元. 6. 1)以後に行う土地等の譲渡について適用されます。</p> |
| <p>(4) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除 (措法65の3①四、措令39の4④、改正法附則55①、72①)</p> <p style="margin-top: 10px;">(措法65の3①七、措令39の4⑤、改正法附則1十五、55②、72②、改正措令附則1十一、23②)</p> | <p>○ 適用対象となる土地等の譲渡について、次の場合におけるものが追加されました。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が、文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体(一定のものに限ります。)に買い取られる場合</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 農用地利用規程の特例に係る事項が定められた農用地利用規程に基づいて行われる農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、当該農用地の所有者の申出に基づき農地中間管理機構(一定の法人に限ります。)に買い取られる場合</p> | <p>平31. 4. 1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p style="margin-top: 10px;">農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令元. 5. 9現在審議中)の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。</p> |

| 改正事項 | 改正の内容 | 適用時期等 |
|--|---|---|
| <p>(5) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①二十五、改正法附則1十七、55③、72③）</p> | <p>○ 適用対象となる土地等の譲渡から、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合が除外されました。</p> | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令元. 5. 9 現在審議中）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> |
| <p>(6) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の5①一、措令39の6②、改正法附則1十五、改正措令附則1十二、23③）</p> | <p>○ 適用対象となる土地等の譲渡から、農地利用集積円滑化団体に対して農地利用集積円滑化事業のために一定の農地等を譲渡した場合が除外されました。</p> | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令元. 5. 9 現在審議中）の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> |